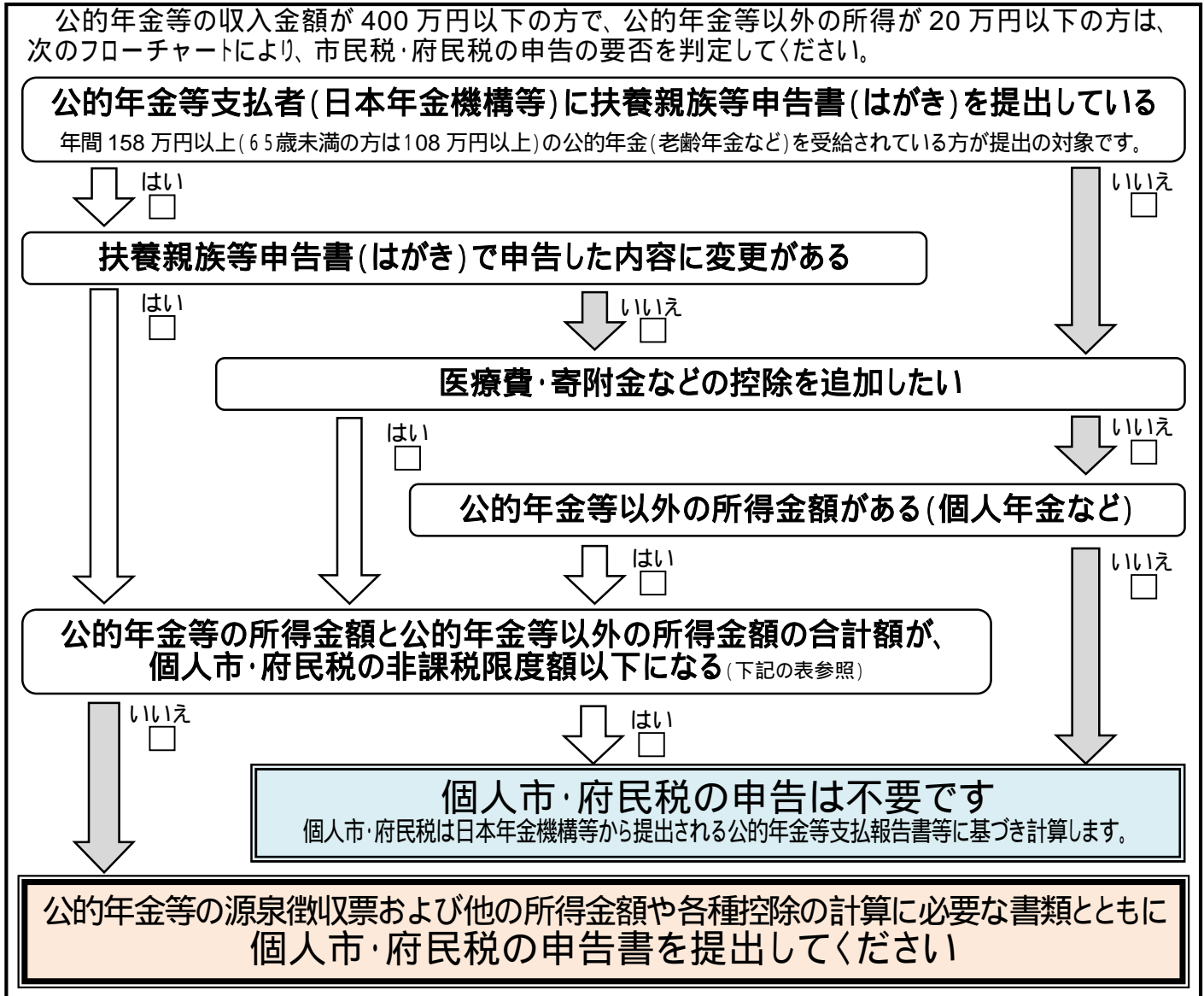


# 公的年金等を受給されている方で、 所得税の確定申告書の提出が不要となられた方へ

又 大阪市・市税事務所

所得税の確定申告については、平成23年分から、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、申告が不要となりました。  
ただし、医療費控除等による所得税の還付を受ける場合や損失の繰越をする場合は確定申告が必要です。  
個人市・府民税の申告については、公的年金等以外に所得がない場合には、申告は不要となっています。  
ただし、個人市・府民税のみで医療費控除等の控除を受ける場合や公的年金等以外に所得がある場合には、個人市・府民税の申告が必要となる場合があります。

## 個人市・府民税の申告の判定フローチャート



## 個人市・府民税の非課税限度額(平成30年度課税分)

本人と扶養親族等の 合計人数(注1)	65歳未満の方 (昭和28年1月2日以後生まれ)		65歳以上の方 (昭和28年1月1日以前生まれ)	
	公的年金等の所得と 他の所得の合計金額	公的年金等収入のみ の場合(収入金額)	公的年金等の所得と 他の所得の合計金額	公的年金等収入のみ の場合(収入金額)
1人	35万円	1,050,000円	35万円	1,550,000円
2人	91万円	1,713,334円	91万円	2,110,000円
3人	126万円	2,180,001円	126万円	2,460,000円
4人	161万円	2,646,667円	161万円	2,810,000円
本人が障がい者、寡婦(特別 寡婦)・寡夫に該当する場合(注2)	125万円	2,166,667円	125万円	2,450,000円

注1 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族等申告書(はがき)で申告した扶養親族・配偶者・本人の合計人数です。  
注2 本人が障がい者または寡婦(特別寡婦)・寡夫に該当する場合の非課税限度額(所得金額)は、本人と扶養親族等の合計人数に応じた上記の額と125万円のいずれか大きい額となります。